

# 暮らしのお知らせ

☆は、行政情報報告端末機の番号です

## 税のお知らせ

令和6年分確定申告  
令和7年度分住民税申告  
が始まります

町では、公民館で、次の申告の受付を行いますので、期限内に申告をしてください。

【所得税及び復興特別所得税確定申告】

2月17日（月）  
～3月17日（月）  
(土・日・祝日除く。)  
午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までを除く。）  
※最終日3月17日（月）  
の受付は正午まで

## ▼申告が必要な人

次ページのフローチャートを参照ください。

（申告が不要な人の説明も一部記載。）

## ▼申告に必要なもの

①給与・年金の源泉徴収票（原本）、報酬・料金等の支払調書（写）等

⑤社会保険料、国民健康保険税等領収書、国民年金保険料等の控除証明書等

## 【住民税（個人の町・道民税）申告】

②営業所得等がある場合は収支計算書及び仕入、売上、必要経費等の明細書等  
（※青色申告の人は、直接税務署へ申告をしてください。また、土地・建物、株式などを売った人の譲渡所得の申告についても同様です。）

⑥身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険による65歳以上の要介護認定者等に対する障害者控除対象者認定書等

⑦所得税等の還付申告の場合は振込先口座のわかるもの、納める申告の場合は口座使用印鑑

⑧マイナンバー（個人番号）の記載・番号確認書類十本人確認書類など

申告期限の終期が所得税等の納期限です。納付が遅れた場合や残高不足等により口座振替ができなかった場合には、法定納期限の翌日から納付日

までの延滞税を併せて納付する必要がありますので、ご注意ください。

## 【住民税（個人の町・道民税）申告】

③公的年金等の収入のみで日本年金機構等から提出されている人が町に提出している人

（※②又は③の人で、扶養控除等の修正等が必要な人や、各種控除を受けたい人は申告が必要です。）

次ページのフロー

チヤートをご参照の上、申告が必要な人は、関係書類（【所得税等確定申告参照】）を持参の上、

④合計所得金額が、次ページの「個人の町・道民税の非課税限度額」以下の人

申告期限の終期が所得税等の納期限です。納付

が遅れた場合や残高不足等により口座振替ができ

なかつた場合には、法定納期限の翌日から納付日

①税務署に所得税等の確定申告書を提出する人

